平成２３年（フ）第６２５号
岐阜市蔵前６丁目１番10号　コーポサニーサイド213号室
債務者　岩田　京子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５６号
岐阜県山県市椎倉122番地４
債務者　平野　和也
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４７９号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石337番地の１妙法寺グリーンハイツ303号、従前の住所神戸市須磨区東落合３丁目37番３号
債務者　望月　　悟
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
神戸市垂水区千代が丘２丁目１番18―205号、従前の住所神戸市垂水区本多聞２丁目10番７―101号
債務者　尾本　梨紗（旧姓西馬）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
神戸市東灘区本山中町３丁目３番２号　102号
債務者　山下　賢次
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
神戸市長田区重池町１丁目10番８―501号
債務者　和田　暁美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５０号
兵庫県西宮市中島町14番６号、前住所岡山市北区中央町３番35号　クリスタルハイツ501号
債務者　髙見　待子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２９９号
広島市安佐南区中筋１丁目16番31―502号
債務者　田守　　学
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５５号
広島市南区旭３丁目13番17―305号
債務者　吉野　義明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９２号
広島市安佐南区八木９丁目25番７―403号
債務者　平尾　広繁
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
北海道余市郡余市町栄町574番地
債務者　志津　哲司
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０１号
宮城県東松島市矢本字作田浦188番地２
債務者　花渕もと子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
秋田県仙北市角館町川原中道８番地１
債務者　戸沢　裕也
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２号
群馬県桐生市広沢町３丁目3492番地の12
債務者　岩﨑　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４２０号
千葉県佐倉市上志津1671番地９　ペリーウッドハイツ201号
債務者　西田　増紀
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２８号
千葉県八街市朝日154番地42
債務者　村瀬幽香子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３８号
千葉県成田市三里塚御料１番地1099
債務者　須藤悌二郎
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部